

(様式3)

令和6年1月25日
京丹後市

「京丹後市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング報告書(案)」に対する
意見募集の結果

京丹後市では、京丹後市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング報告書(案)に対する意見の募集を、令和5年12月22日から令和6年1月19日まで行いました。その結果、1件の意見を頂きましたので、その要旨と京丹後市の考え方を公表します。今後、頂いた意見を踏まえ、京丹後市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング報告書の策定作業を進めていくことといたします。

1 概要

頂いた意見の要旨と京丹後市の考え方は別紙のとおりです。

2 今後の予定

頂いた意見を踏まえ、令和6年2月中を目処に、当市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング報告書の策定作業を進めていくことといたします。

【連絡先】

連絡先：市民環境部生活環境課

住所：〒627-0012 京丹後市峰山町杉谷 889 番地

電話：0772-69-0240

FAX：0772-62-6716

電子メール：kankyo@city.kyotango.lg.jp

(関係報道資料)

「京丹後市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング報告書(案)」に対する意見募集の
実施

(令和5年12月22日発表)

(様式3)

別紙

「京丹後市再生可能エネルギー導入に向けたゾーニング報告(案)」に対する意見とそれに対する市の考え方

(敬称等は略)

項目	意見要旨	考え方
<p>1.2.3 エリア区分 表 1.1 エリア区分の考 え方 エリア区分：促進区域</p>	<p>1 促進区域の設定 (太陽光発電) について 促進区域は、下記の条件ではどうか (1) 白地エリア (2) 下記のいずれかの場所</p> <ul style="list-style-type: none">・市所有土地建物全てを検討し、10kW以上 の可能性があるもの全て・地元で同意が得られやすい地域 <p>(その理由)</p> <p>導入促進エリアが、結果的に市所有建物の施設 屋根のみとなっており、検討の過程が見えない、 また市としても再生可能エネルギーの導入促進を 図るといふ本気度が見えない。</p> <p>促進地域については、条件がいいものを広く設 定することで、導入事業者の参画が進められ、市 として積極的に導入していこうとする意志表示と なると思う。</p> <p>導入に前向きな地域を意向調査し、同意が比較 的得られやすい地域を設定することで、導入促進 が図れるのではないかと。</p> <p>地域の意向調査については、やってみて、なけ ればないでやむおえないが、やることで、促進の ねらいが伝わり意味があると思う。</p>	<p>促進区域については、白地エリアだけでなく、調整エ リアからも定められた手続きを行うことで設定されるこ とがあり得ることから、限定することなく今後の運用の 中で段階的なエリア設定を行っていく予定です。</p> <p>促進区域の基準は、環境省令において規定されてお り、本報告書ではその基準に従って、P.3表 1.1 エリア 区分の考え方の中で「促進区域の基準に適合した事業計 画を有し、再生可能エネルギーの導入を促進する区域」 と位置づけています。</p> <p>これにより今後、調整エリア、白地エリアにおいて再 生可能エネルギー発電事業計画が策定される過程で、候 補地における理解促進が進むことにより、促進区域の設 定につながるものと考えています。</p> <p>今後、市民、事業者、地区等の理解促進が進むよう な取組みを継続し、またその他の公共施設についても精査 を行って、促進区域を増やしていく予定です。</p>